## 知財ist研修2018シラバス

【知財ist研修2018】		
課程	訴訟課程	
科目	2. 意匠権侵害訴訟	
副題	~意匠について基本事項の確認から、訴訟に至るまで全般を学ぶ~	
日程	2018年10月31日(水)10:00~17:00	
講師	青和特許法律事務所 弁理士 水野 みな子 氏	
科目別受講料	会員18,000円、一般22,000円(消費税8%含む、テキスト代含む)	
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料(45日間)会員500,000円、一般600,000円 実務・訴訟・海外おまとめ受講料(19日間)会員280,000円、一般350,000円 訴訟課程おまとめ受講料(7日間)会員114,000円、一般142,000円	
説明	意匠について意匠法条文を確認しながら説明し、登録に至るまでの実務、意匠権侵害等について事例、判決例を挙げながら詳細に解説いたします。具体例や演習を交えて、意匠法に基づく実務への理解を深めていきます。	
レポート、演習の有無等	講義中に演習を行います。	
事前質問について (研修日より1週 間前まで)	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、 10/24までにメール(chizaist@jiii.or.jp宛)にて承ります。 (ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。)	

## 知財ist研修2018シラバス

		- ng-4
研修項目(昨年度目次例等)	1. 意匠登録と侵害 1-1. 意匠と法2条 1-2. 意匠権侵害と法23条 1-3. 意匠権侵害と法37条、38条 1-4. 意匠権侵害と法40条 1-5. 意匠権侵害と法14、40条、37条3項 1-6. 意匠権侵害と法39条 2. 業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施 2-1. 最高裁判決から読む、「類似」 2-1-1. 可撓伸縮ホース事件 2-1-2. 帽子事件 2-2. 1998年法改正前の高等裁判所の判決から読む、要部の評価 2-2-1. リーマ事件 2-2-2. ハンドグラインダー事件 2-3. 1998年法改正以降の知財高裁判決から読む、部分の評価 2-3-1. 化粧用パフ事件 2-4. 2006年法改正以降の判決、需要者の視覚を通じて起こさせる美感 2-4-1. 長靴事件 2-4-2. 歯科用インプラント事件 2-4-3. バリケード用錘事件	3. 眼前の事件に向かうために読む判決 3-1. 意匠権者側からの攻撃 3-1-1. 自動二輪車事件 3-1-2. 自走式クレーン事件 3-2. 警告を受けた側の防御 3-2-1. コネクタ事件 3-2-2. 減速機付きモーター事件 3-2-3. ゴルフ用ボールマーカー事件 3-2-4. 植木鉢事件 4. 総括 4-1. 意匠権侵害における意匠の類否判断 4-2. 意匠法以外の法律で訴える・訴えられる可能性の検討
参考書籍等		
過去受講された 方々からの感想等	・最近の意匠に関する動向もまじえてお話しいただき、意匠に興味を持つことができわかりやすかったです。 ・少し遠いと思っていた意匠が身近に思えました。意匠と商標、著作権、特許との差の難しさを感じました。 ・実例があってわかりやすかった。 ・意匠のポイントとなるモノの見方を学ぶことができました。 ・内容が濃く充実して大変勉強になりました。ありがとうございました。お話の仕方も大変楽しく拝聴できました。	
研修をご欠席される場合は。	・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。 ・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付(ないし直接お渡し)いたします。 ・希望者は、講義(講師の声のみ)を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。(返却は郵送でもかまいません。)(貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。)	
弁理士会継続研 修	本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申 請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。	

2018.8.10